

1. 件名：新規制基準適合性審査（大山生竹テフラ（DNP）の噴出規模見直し）に関する審査会合への対応について（美浜3号機、高浜1，2，3，4号機及び大飯3，4号機の設計及び工事の計画並びに高浜及び大飯の保安規定）

2. 日時：令和3年9月7日 14：30～14：50

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

止野企画調査官、高橋管理官補佐、立元管理官補佐、中野上席安全審査官、中房上席安全審査官、石井主任安全審査官、井上主任安全審査官、安田主任安全審査官、田澤審査チーム員

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力安全・技術部門 プラント・保全技術グループ
チーフマネジャー 他18名※

5. 要旨

（1）関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）から、本日の審査会合（新規制基準適合性審査（大山生竹テフラ（DNP）の噴出規模見直し）に関する審査会合）において、以下のとおり、議論された事項の確認があった。

<設計及び工事の計画の（変更）認可申請>

- 設置変更許可審査時の議論経緯の基本設計方針への反映について、網羅性を示すこと。
- 評価方法、評価条件及び評価結果の保守性担保の考え方について、変更を要する理由と、変更内容の妥当性を示すこと。
- 評価対象部位の網羅性について示すこと。
- 除灰要員による荷重について、設定の考え方及びその妥当性を示すこと。

<原子炉施設保安規定変更認可申請>

- フィルタの閉塞時間、フィルタ取替の着手時間、フィルタの清掃回数、DG機能を期待する時間について、層厚変更後のフィルタ性能試験やフィルタ清掃試験等の具体的な試験内容を示した上で、時間等の妥当性を示すこと。
- 電源車からの給電開始作業に係る要員数・想定時間を変更することについて、実現性、実効性を示すこと。
- 改良型フィルタの取替運用について、実現性、実効性を示すこと。

(2) 原子力規制庁は、上記の確認事項に関する説明資料の作成を依頼するとともに、本日の審査会合における議論を踏まえ、引き続き確認を行うことを伝えた。

(3) 関西電力から、本日の議論を踏まえた説明資料の作成等について、了解した旨、回答があった。

6. その他

提出資料：なし

以上